

国立市総合防災計画の改訂状況について

改訂の経過

平成 24 年度後半から計画修正に着手し、市内部の発災後の業務の割り振りが決定した。決定された業務の割り振りに基づき、第 3 部「災害応急復旧計画」の計画案を作成していたところ、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正された。これまでの災対法は、国レベルでの対応についての記載がほとんどであったが、今回の改正により、市町村が行うべき対策について記載されたことから、法改正を計画改訂に反映させるよう検討した。

現時点では、防災安全課での第 3 部「災害応急復旧計画」の計画案がほぼ固まった状況である。

修正のポイント

災害応急復旧は、複数の課が班を編成して活動する体制をとっているが、それぞれの部署が災害時に行うべき業務をはっきり認識しにくい。平時の部課に対して業務を割り振ることで、発災時の活動を迅速に行い、また、平常時から事前対策や訓練を実施しやすい体制を整える。

平成 25 年 6 月の災害対策基本法改正に伴い、市町村が講じるべき対策が生じたため、これに対応する計画の修正を行う。また、平成 24 年に東京都が発表した被害想定に対応するため、予防対策として「減災計画」の更新を行う。

災害対策基本法の改正による修正点

地区防災計画

市内の一定の地区内の居住者及び事業者から提案があった場合に地区防災計画を地域防災計画に定めることができる。現在、国立市ではすべての避難所で運営マニュアルが作成されているが、例えば自治会レベルでの災害対策を強化するために地区防災計画の作成を減災計画に位置付ける。

避難行動要支援者名簿

市町村が作成を義務付けられたため、必要な事項を減災計画に記載する。

名簿の作成は、市が持っている既存の災害時要配慮者となりうる方々の名簿を統合して作成する。名簿の活用方法として、災害時に支援を行うものに対して情報開示を行うことができる。また、事前に本人からの同意が取れる場合には、関係機関や自治会等に平常時から情報提供し、災害対策に役立てる。

屋内での退避等の安全確保措置の指示

主に風水害において、避難所へ避難することがかえって危険となる状況では、屋内に留まり（屋内退避）、2 階以上への垂直避難を行うことも選択肢のひとつとな

ることを災害応急復旧計画に記載し、減災計画では、市民への事前周知を行う。

り災証明書の交付・被災者台帳の整備

り災証明書の交付が市町村の事務として明記され、被災者台帳の作成についての記述ができたことから、既存の応急復旧計画に記載のあるり災証明書の発行について、より詳しく記載する。

住民の生活必需品の備蓄

住民の責務として生活必需品等の備蓄が災対法に明記されたことから、第1部「総則」における市民の役割として上記内容を記載する。

今後の予定

平成26年8月に庁内にて第3部「災害応急復旧計画」の計画案について調整する。関係機関の内容については、個別に調整する。

第2部「減災計画」については、現在の計画の進捗状況を調査し、継続して実施すべきものについては、継続して実施する。また、新たに実施すべき計画を検討する。

上記作業終了後、修正計画案を防災会議にて審議し、東京都との協議を行ったのち、計画の修正とする。平成26年度中に東京都との協議を実施したいと考えている。

関連する計画等の整備

・事業継続計画（BCP）

現在、通常業務におけるBCPは作成しているが、発災直後の応急復旧業務に関するBCPは作成できていない。総合防災計画第3部「災害応急復旧計画」の修正により、各課が行うべき業務がはっきりするため、これに基づいて応急復旧業務のBCPを作成する。また、これとあわせて既存の通常業務のBCPについても見直しを行う。

BCP作成後は、各部署による訓練の実施を推進し、計画の検証及び修正を行っていく。

・災害時避難行動要支援者名簿の作成

災対法改正により市町村に義務付けされた名簿作成に関し、平成26年3月に関係部署による連絡会を開催し、名簿作成へ着手した。今後複数回の連絡会を開催し、対象者の要件、対象者への同意取得方法、名簿の管理方法、名簿の提供先や活用方法等を検討する。

なお、これらの決定事項をとりまとめ、全体計画とし、地域防災計画にも必要な事項を定める。